**幼保園・認定こども園（幼保連携型）の概要及びメリット・デメリット等**

資料№２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **幼保園**  大きな違い  ３歳の教育ニーズ⇒幼稚園  ３歳の保育ニーズ⇒保育園  　で受け止める。空間的にもそれぞれの園を別箇に確保する。  大きな違い  保育所・幼稚園で連携を図りながら教育・保育を一体的に提供  ５歳…50人  ４歳…48人  ３歳…４人  **「(仮称)新なきじん幼稚園」**  ３歳  ２歳  １歳  ０歳  **「(仮称)新なきじん保育園」**  **＋**  …計70人 | **認定こども園**  大きな違い  教育・保育を一体的に提供。空間的にも幼保対応を一緒に行っていく  **「(仮称)なきじん認定こども園」**  （1・２号認定）  ５歳  ４歳  ３歳  （３号認定）  ２歳  １歳  ０歳 |
| **概要** | ▼機能   |  |  | | --- | --- | | １ | 幼稚園・保育所で連携を図りながら就学前児童（０～５歳）の教育・保育を一体的に提供  １号認定と２号認定の教育ニーズ分は幼稚園で、３号認定と２号認定の保育ニーズ分は保育所で受け止め、両園の連携を図りながら教育・保育を一体的に行う機能 | | ２ | 地域における子育て支援（つどいの広場「じんじん」）の実施が可能  すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能 |   ▼主な設置基準   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 幼稚園 | 保育所 | | 根拠法 | 学校教育法 | 児童福祉法 | | 設置主体 | 国、地方公共団体及び学校法人 | 設置主体制限なし | | 認可主体 | 都道府県知事 | 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 | | 配置職員 | 必置：園長、幼稚園教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師  任意配置：教頭、養護教諭、養護助教諭等 | 必置：保育士、嘱託医  任意配置：調理員 | | ▼機能   |  |  | | --- | --- | | １ | 就学前児童（０～５歳）の教育・保育を一体的に提供  保護者の就労の有無に関わらず、教育・保育を一体的に行う機能 | | ２ | 地域における子育て支援（つどいの広場「じんじん」）の実施  すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能 |   ▼主な設置基準   |  |  | | --- | --- | | 根拠法 | 認定こども園法 | | 設置主体 | 国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 | | 認可主体 | 都道府県知事 （公立）届出 （私立）認可 | | 配置職員 | 必置：園長、保育教諭(※１)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員  任意配置：副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 | |
| **県内の事例** | 『あめくみらい幼保園』開設：平成24年度／設置主体：那覇市（公立） | 『認定こども園 学校法人愛海学園 アリス幼稚園』開設：平成24年度／設置主体：学校法人／場所：北中城村  ※認可幼稚園が保育所的な機能(保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど)を備えた幼稚園型の認定こども園 |
| **メリット** | ・保育所との連携により、幼稚園児への給食の提供、午後の預かりが可能。  ・幼保の連携・一体化により保育所から幼稚園へのよりスムーズな就園が可能。  ・子育て相談や親子集いの場等を通して、家庭内保育の家庭等を含む地域子育て支援が充実する。 | ・幼保一元化により、３～５歳児については教育・保育の一体的な利用が可能。保護者の就労の有無に関わらず利用可能なため、仮に保育所利用で「保育に欠けた」場合、同一施設（幼稚園部分）内で対応できる。  ・幼保一元化により、従来までの保育所から幼稚園への就園時の入園・退園が省かれる。それに伴い、２歳から３歳児教室へのスムーズな進級が可能。  ・子育て相談や親子集いの場等を通して、家庭内保育の家庭等を含む地域子育て支援が充実する  ・改正「認定こども園法」に基づく認可の単一化、指導監督・財政措置（施設型給付）の一本化が可能となる。 |
| **デメリット** | ・４～５歳児の保育ニーズを幼稚園では受け止められない（４歳時点で他施設に移らなければならない）。  ・３歳児は保護者の預かりニーズ（教育ニーズ又は保育ニーズ）により受け止める施設が異なる。同年齢にも関わらず教育を受ける子と保育を受ける子に分かれる。  ・幼稚園（学校教育法）と保育所（児童福祉法）にそれぞれに法体系があり、それに基づく認可、指導監督、財政措置も分かれているため事務処理が複雑。  ・幼稚園・保育所の一体化により児童数が増え、従来の小学校長・幼稚園長の兼任が難しく、小学校と幼保園の連携により配慮が必要となる。 | ・利用時間の長短に応じた子どもへの精神的な配慮が必要。  ・従来の小学校長・幼稚園長の兼任が難しく、小学校と認定こども園の連携により配慮が必要となる。 |

※１ 「保育教諭」…「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則。但し施行後５年間はいずれかの免許・資格を有していれば「保育教諭」として勤務できる経過措置あり。もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等の特例措置あり。